

介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A

	質問	回答
1	本説明会に出てくる「請求コード」、新しい総合事業に係る説明ととらえてよいか。平成29年4月時点で要支援の方については、従来のコードでよいか。	お見込みのとおり。しばらくは総合事業と予防給付が混在する。対象者によりコードを使い分けてください。
2	料金設定は市でどこまでできるのか。僻地において、事業所からこの額では対応できないというような場合、加算を考慮する可能性はあるか。	総合事業の単価設定は市が決めるが、国が設定している単価を超える設定はできない。国の請求にないものを市で設定することは困難。今あるものを総合事業で請求することは可能。
3	例えば札幌市の事業所を石狩市民が利用する場合は、どのような扱いになるか。	現行相当サービスを受ける場合は、札幌市の事業者が「みなし指定」されていれば利用可能。みなし指定が無い場合は石狩市に指定申請が必要となる。
4	訪問型サービスBはどのようにになっているか。	平成29年4月時点でのサービス提供はない。Bは住民主体によるサービスなので、時間をかけて地域と話し合って行きたい。
5	新規・更新・区分変更のタイミングで総合事業の対象となるが、それはケアマネの判断で今までどおり予防給付としてよいか。	総合事業のサービスのみの利用であれば、総合事業、介護予防訪問介護、介護予防通所介護以外の予防給付サービスを使うのであれば予防給付となる。
6	総合事業の対象者は、石狩市に住民票のある人に限定されるのか。	石狩市の総合事業の対象者は石狩市民。住所地特例はある。
7	総合事業について、実地指導なども石狩市が行うのか。	実地指導についても、総合事業については市、介護給付・介護予防給付部分は道の担当になる。できるだけ道と合わせて実施したいと考えているが、道の実地指導より市の実地指導の方が頻度が多いので、道と市が一緒に入る時と、市が単独で入る時が出てくる。
8	単価設定について、月額でなく回数での設定を検討してはどうか。また、要支援2で週1回の通所介護(単独型)利用単価の設定についてはどのように考えているか。	回数での設定も検討したが、事業所への負担が大きくなってしまう。新たな担い手をどれだけ作れるのかを考えながら制度設計をした。事業所に参入してほしいと考えた時に、単価を抑えて事業所の収入が減ってしまうのはどうかと考え、月額設定とした。要支援2の方が、通所介護を週1回利用する時の月額も設定している。
9	基本チェックリストの件。新規の方は要介護認定を受けるのではないのか。	新規は全て認定としている市町村もあるが、あくまでも状態像に合わせた認定の仕方を選んでいくべきと考えている。基本チェックリストは、要介護・要支援認定を省略できるという扱いで考えている。
10	通所型サービスA(単独)に移行する事業所をある程度見込んでいるのか。	移行時のH29年4月には参入意向なし。Aは希望者がいても紹介できない。一体型は移行時には行わない方針。
11	通所型サービスの説明の中で、要支援2の方が週1回の利用であれば週1回の単価を適応するとのことだが、逆に要支援1の方が週2回利用するという設定もあるのか。	要支援1の方が、週2回通所介護相当サービスを利用することは想定していない。
12	訪問介護について、ケアマネジメントAだと現行相当のサービス、ケアマネジメントBだと訪問Aを利用すると考えてよいか。	アセスメントの中で、現行相当のサービスを利用する方はケアマネジメントA、サービスAのみの利用でよいという場合はケアマネジメントBとなる。

介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A

	質問	回答
13	要支援の方に訪問介護を提供する割合が多い。急に訪問Aが多くなると経営が厳しくなる。	移行期においては訪問型サービスAの供給量は少ない状況からスタートすると考えている。仮に訪問型サービスAの利用がふさわしい方でも、事業所で訪問型サービスAの提供ができない以上、現行相当のサービスを利用することになるため、急に訪問Aが増える状況にはならないと考えている。また、訪問型サービスAへの参入はあくまで事業所の意向であり、各事業所で判断していただきたい。
14	運営規定変更をこれまでは道に申請していたが、総合事業の部分は今後は石狩市に手続きするのか。	総合事業は市の管轄となるため、総合事業の規定を変更する場合は、市に変更を届け出ることになる。
15	現行相当サービスは当面の間続くとのことだが、当面の目安は。	総合事業の費用が跳ね上がっていき、国が設定する上限額を大きく越えてくると現行サービスを続けることができなくなる可能性もあるが、今のところそのような見込みはなく、はっきりした目安をお伝えすることは難しいが、現行相当サービスはしばらく続くと考えている。
16	受付票により、基本チェックリストが認定を受けるかが決まるが、市の窓口・包括・居宅で差が出るのではないのか。	できるだけ誰が受けても同じような結果が出るようにと考え受付票を作成したが、完璧なものとは考えていない。受付票の正当性についても、使用しながら検討していきたい。基本チェックリスト、認定どちらになったとしても、その後のケアマネジメントが大切と考えている。
17	市外被保険者へサービスを提供する場合、当該市外被保険者への事業所登録が必要だが、札幌市の場合は札幌市以外の保険者に事業所登録した場合、札幌市への報告が必要とのことだが、石狩市の場合も必要か。	札幌市独自のものと認識している。石狩市は報告の必要はない。
18	事業者指定(新規・更新)には札幌市のように手数料が必要か。	無料。
19	総合事業対象者のみの独自の宿泊サービスの取り扱いに関して規制や縛りはあるか。	石狩市総合事業で決めていることはない。現状の取扱のままで良いと考えている。
20	通所A型の管理者要件で他職務兼務可能というのはあくまでも総合事業のみでのことか。既存のデイや他介護保険絡みは同一敷地内でも不可か。	兼務は他介護保険サービス全般も可と考えている。
21	上記Q20が可能な場合、通所A型を週1回(土曜日)のみの運営でもよいか。週2回の運営は必須か。月2回のサロンの開催の場合はどうか。	開催頻度は週1回以上必須。月2回の場合は、総合事業外のサロンとして実施していただくことになる。
22	訪問型サービスAへの参入を考えている(委託で)。定款変更は必要か。	定款の内容が、総合事業の訪問型サービスAを実施することが読み取れるのであれば変更は必要ない。詳しくは、所管する部署へ相談していただきたい。
23	再委託を受ける居宅介護支援事業所は定款変更が必要になりますか。	定款の内容が、総合事業の介護予防ケアマネジメントを実施することが読み取れるのであれば、変更は必要ありません。詳しくは、所管する部署へ相談していただきたい。
24	ニコピン倶楽部はいつからケアマネジメントが必要になるか。	ニコピン倶楽部が通所Aになった時から。現時点では未定。
25	シルバー人材センターで訪問Aを開始するのはいつからか。給付管理は必要になるのか。	はっきり決まってはいるないが、H29春を予定。国保連を通らないため給付管理はなし。

介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A

	質問	回答
26	札幌の事業所を利用する時の単価は。	石狩市に住民登録があるものが他市町村の事業者を利用する場合は、石狩市が設定した単価での利用となる。
27	総合事業開始に伴い事業所番号は変更になるのか。	事業所番号は変更なし。
28	運営規定を総合事業に向けて直す場合の書き方について(通所介護事業所)。	今までのもの(「通所介護」「介護予防通所介護」「地域密着」など)に「第1号通所介護」を併記するか、今までのものの他に「第1号通所介護」の運営規定を別に作るか、いずれかの方法になる。
29	札幌市の事業所が石狩市民を受け入れる場合、何か手続きは必要か。	みなし指定を受けている事業所の場合は、特に手続きは必要ない。H30年4月以降も継続する場合は必要な手続きがある。